

令和5年5月11日

学生・保護者 各位

独立行政法人国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校

教 務 主 事

学 生 主 事

寮 務 主 事

5月8日以降の本校の新型コロナウイルス感染症への対応について

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。

そのため、本日以降は本校の新型コロナウイルス感染症対応マニュアル「コロナ禍の学生生活における『新しい生活様式』ハンドブック（学生用）」については廃止としますが、各自で健康状態を把握するとともに、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットは継続して実施いただくようお願いします。

具体的な対応は、別紙のとおりです。

本件に関する問い合わせ先

学生課	教務係	059-368-1731
	学生支援係	059-368-1732
	寮務係	059-368-1734

1. 基本的に実施すること

- ・各自で健康状態の把握（発熱等の症状がなければ学校への報告は不要です）
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケット（手指消毒用の消毒液は設置を継続します）
- ・マスクの着用は求めない（個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます）
- ・食事場面で「黙食」は不要

※1 教室の収容人数、クラブ等課外活動については、適宜、緩和します。

※2 寮施設については、寮務主事を中心として個別に指導して進めます。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染が疑われる場合

(1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合、自宅で休養することが重要であり、無理して登校しないように。

(2) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

①公欠（出席停止）の取扱いには、新型コロナウイルス感染症に感染していることの医師の診断が必要です。

○診断書等の証明書の提出は必要ありませんが、公欠願の提出と、処方箋などの投与された薬剤がわかる書類（証明書であることを要しない）を学生課窓口で提示して下さい。

②新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

○「発症した後5日を経過」は発症した日の翌日から起算し、「症状が軽快した後1日を経過」は軽快した日の翌日から起算します。

※1 「発症した後5日を経過」とは、

例えば、6/1発症の場合	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目

6/7以降OK

※2 「症状が軽快した後1日を経過」とは、

例えば、6/6軽快の場合	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
						軽快	1日目	2日目

6/8以降OK

両方を満たす
6/8以降OK

○「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

③無症状で新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止の期間は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」を基準とします。

○「検体を採取した日から5日を経過」は検体を採取した日の翌日から起算します。

※ 「検体を採取した日から5日を経過」とは、

例えば、6/1採取の場合	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
	採取日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目

6/7以降OK

④出席停止解除後も発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

⑤本年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合であっても5月8日以降はこの基準が適用されます。

(3) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の対応について

①新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、医療機関を受診し検査を受けた結果、陰性が確認された場合は、受診日のみ公欠の取扱いとなります。

○診断書等の証明書の提出は必要ありませんが、公欠願の提出と、医療機関発行の領収書（検査を受けたことがわかる書類）を学生課窓口で提示して下さい。

②学校等で新型コロナウイルス感染症の罹患者と感染対策をせず飲食を共にした場合も、新型コロナウイルス感染症への感染が確認されていない場合には、直ちに出席停止としません。

(4) 学校内において濃厚接触者の特定や外出自粛を求めません。

3. 同居人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応（寮を含む）
- ・家族や同居人が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、外出するときは発症日を0日として、特に5日間は体調に注意して下さい。
 - ・上記の間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をして下さい。
- ※ 三重県HP (https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00047.htm) 参照
4. 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合の対応について
- (1) 地域や学校において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大傾向の場合
以下を一時的に講じる場合があります。
- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- (2) その他
文部科学省のガイドラインに基づき、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖を判断する場合があります。
- ※ 文部科学省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」
(https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000029522_1.pdf) 参照

以上